

診療報酬 回復期リハビリテーション病棟入院料の施設基準見直し

厚生労働省中央社会保険医療協議会 2020年3月5日資料及び3月23日告示をもとに作成

	入院料1	入院料2	入院料3	入院料4	入院料5	入院料6
点数（生活療養）	2,129点 (2,115点)	2,066点 (2,051点)	1,899点 (1,884点)	1,841点 (1,827点)	1,736点 (1,721点)	1,678点 (1,664点)
看護職員	13対1以上(7割以上は看護師)		15対1以上（4割以上は看護師）			
看護補助者	30対1以上					
リハビリ専門職	専従常勤のPT3名以上、 OT2名以上、ST1名以上		専従常勤のPT2名以上、OT1名以上			
社会福祉士	専任常勤1名以上		-			
管理栄養士	専任常勤1名		専任常勤1名の配置が望ましい			
リハビリ計画書の栄養項目記載	必須	管理栄養士が配置されている場合：実施することが望ましい				
リハビリテーション実績指数等の 院内掲示等による公開	○					
データ提出加算の届出	○			○（経過措置あり）		
休日リハビリテーション	○		- ※休日リハビリテーション提供体制加算あり			
「重症者」（日常生活機能評価10点以上又はFIM総得点55点以下）の割合	3割以上		2割以上		-	
重症者における 退院時の日常生活機能評価 ※（ ）内はFIM総得点	3割以上が4点（16点）以上 改善		3割以上が3点（12点）以上 改善		-	
自宅等に退院する割合	7割以上改善				-	
リハビリテーション実績指数	40以上	-	35以上	-	30以上	-

実績要件部分